

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱

史跡佐伯城跡は国民共有の財産であるとともに、佐伯市において歴史文化、自然環境、観光産業等、多方面で重要な要素となっている。史跡佐伯城跡の根幹となる本質的価値を後世に適切に引き継ぐため、前章までの内容を踏まえ、今後目指していく史跡佐伯城跡の将来像を「大綱」として示す。

- 佐伯の歴史文化に触れ、近世山城の魅力を体感できる史跡
- 市民が憩い、様々な学習や活動の場となる歴史公園
- 人が行き交うまちづくりのシンボル
- 過去の経験をいかし、災害から命を守る避難地

第2節 基本方針

上記の大綱に基づき、保存管理、活用、調査、整備、運営・体制について基本方針を示す。

2-1 保存管理の基本方針

- 現状変更等の取扱い基準に基づく保存管理を行い、史跡の本質的価値を確実に後世へ継承する。
- 常時・非常時の災害対策を講じ、被害を最小限に抑える。
- 保護を要する範囲の追加指定に向けた取組を推進し、史跡佐伯城跡としての保存を図る。
- 史跡佐伯城跡の保存とともに、城山の自然環境を含めた山体の一体的な保全を図る。

2-2 活用の基本方針

- 佐伯城跡及び佐伯藩の歴史を学ぶ中核として佐伯市歴史資料館の屋外展示としての位置付けを継続し、学校教育及び生涯学習の機会を創出する。
- 来訪者の安全を考慮した公開及び佐伯城下町との周遊連携を強化し、多くの人に親しまれる場として地域の魅力向上を図る。
- 宝永地震の際に開放された史実のある避難地であり、現代に通じる近世の防災対策の場としての活用を図る。

2-3 調査の基本方針

- 発掘調査による遺構の残存状況の確認を継続し、史跡の本質的価値を一層明らかにする。
- 佐伯市歴史資料館や市内外各所所蔵の遺物・絵図・文献史料の調査研究を推進し、さらなる佐伯城跡の変遷の解明及び深化を図る。

○危険箇所等の把握調査や植生・防災等に関する調査を行い、史跡の本質的価値を構成する諸要素及び城山の保全とともに来訪者の安全と快適さを確保する。

2-4 整備の基本方針

- 調査成果に基づいて史跡の本質的価値の顕在化を図り、すべての人が史跡佐伯城跡の情報や魅力に触れられるようにする。
- 史跡佐伯城跡と佐伯湾及び佐伯城下町が相互に視認できるような景観の形成を目指す。
- 本質的価値の保護を前提に歴史公園として来訪者の安全や自然の保全と調和がとれた整備を行う。

2-5 運営・体制の基本方針

- 史跡佐伯城跡の管理団体である佐伯市が主体となり、有識者や文化庁・大分県の指導・助言を得ながら運営する。
- 佐伯市教育委員会社会教育課文化財係が中心となり、庁内の関連部局及び関係機関、並びに民間団体等、市民と連携した保存・活用を行う。

第6章 保存管理

第1節 課題

史跡佐伯城跡は現在、三の丸を佐伯市教育委員会社会教育課、その他大部分を佐伯市都市計画課が管理を行っている。また、史跡指定範囲における土地の大部分は佐伯市が所有するが、山頂部は神社、一部の白地は国が所有する。神社有地については本丸の天守台を除き、土地所有者と佐伯市の間で交わした土地使用貸借契約書に基づき維持管理している。

2次調査時の石垣調査の際には各所で石垣の劣化が確認され、樹木による影響と考えられる孕み、崩れや石材のずれ、割れ、突出が認められる箇所もある。大手道、城道では日常的に小規模な斜面崩壊や洗掘、倒木等に加えシカやイノシシによる掘り返しが生じている。このような劣化箇所についても適切な保護措置を講じ、第4章で整理した史跡の本質的価値を確実に後世に継承するために、以下に史跡指定範囲での保存管理における現状と課題を整理する。また、石垣調査票（カルテ）に基づき石垣に顕著な劣化が認められる箇所を図6-1に整理する。

1-1 構成要素毎の現状と課題

表6-1 [A] 史跡の本質的価値を構成する諸要素の現状と課題

構成要素	遺構	現状	課題
本丸、本丸外曲輪、二の丸、西出丸、北出丸		本丸、本丸外曲輪、二の丸、西出丸、北出丸といった主要遺構が集中する土地は神社有地である。	保存管理に係る行為全般において土地所有者との協議・調整が必要である。
曲輪 本丸	天守台	毛利神社の建設時に遺構が破壊されている可能性がある。	遺構の残存状況及び影響の確認と、遺構を明示するため土地所有者との協議・調整が必要である。
		天守台は土地所有者が直接管理しており、佐伯市による史跡佐伯城跡の保存管理の措置が困難である。	史跡佐伯城跡の保存管理について土地所有者への説明と協議・調整が必要である。
	石垣	北側の石垣に孕み、階段左右の石垣の築石に割れが認められる。	孕み、割れが認められる箇所の経過観察と保護措置の検討が必要である。
		毛利神社建設後に東側の石垣を積み替えて階段が設置され、本来の形状から改変されている。	本来の形状を明示するための確認や措置が必要である。
廊下橋跡	コンクリート製の橋により石垣に荷重が掛かっている。	橋の荷重による石垣への影響を軽減する保護措置の検討が必要である。	

構成要素	遺構	現状	課題	
曲輪	本丸外曲輪	二重櫓台	天端面が沈下している。	櫓台石垣の経過観察と沈下の進行を防ぐ保護措置の検討が必要である。
		排水溝跡	溝の底部分が露出しており、雨水の流入による遺構の浸食が懸念される。	雨水による遺構の浸食を防ぐ保護措置の検討とともに雨水排水の改善が必要である。
			雨天時に虎口以外からの登り口として利用されており、踏圧等による遺構への影響が懸念される。	踏圧による遺構への影響を防ぐ保護措置の検討や見学路の変更が必要である。
		虎口（北）	櫓の基礎部分に該当する石垣の上部が滅失している。	石垣の経過観察と滅失部分からの劣化の進行を防ぐ保護措置の検討が必要である。
			独歩碑が櫓跡遺構に影響を及ぼしている可能性がある。	遺構の残存状況及び影響の確認と石碑の必要性や設置箇所の検討が必要である。
		雛壇状石垣	令和6年度（2024）に石垣に悪影響を与えている樹木を整理したが、残存する根の腐食に伴う石垣の崩落が懸念される。	残存する樹根について、石垣の崩落を防ぐための植生管理が必要である。
	二の丸	石垣	天端付近で樹木の影響による石材の抜けが認められる。	経過観察と石材の抜けが認められる箇所への保護措置の検討が必要である。
		石敷	看板や樹木が遺構に影響を及ぼしている可能性がある。	状況確認と影響拡大を防ぎ遺構を保存するための措置の検討が必要である。
			毛利神社の建設時に遺構が破壊されている可能性がある。	遺構の残存状況及び影響の確認と、遺構を明示するため土地所有者との協議・調整が必要である。
		二重櫓台	独歩文学碑の設置等により天端面が沈下している。	櫓台石垣の経過観察と沈下の進行を防ぐ保護措置の検討が必要である。
		石垣	天端付近の樹木の影響による小規模な孕みや築石の割れ、抜けが認められる。	石垣に孕み、割れ、抜けが認められる箇所の経過観察と保護措置の検討が必要である。
		石敷	石材の隙間から生える植物による遺構への影響が懸念される。	遺構への影響を軽減させるための植生管理が必要である。

構成要素	遺構	現状	課題	
曲輪	二の丸	二の丸屋形跡	2次調査での検出後に埋め戻しを行ったが、玄関跡付近の基礎列石が露出しており、踏圧等による遺構への影響が懸念される。	露出している遺構を保存するための措置の検討が必要である。
		二の丸屋形跡	独歩文学碑の設置時に櫓跡や石敷を破壊している可能性がある。	遺構の残存状況及び影響の確認と石碑の必要性や設置箇所の検討が必要である。
	西出丸	二重櫓台	安政地震の際に岩盤に影響があった箇所であり、天端面に著しい沈下が認められる。	櫓台石垣及び岩盤の経過観察と崩壊を防ぐ保護措置の検討が必要である。
		石敷	樹木の生長による遺構への影響が懸念される。	遺構に影響を及ぼしている樹木の確認と適切な植生管理が必要である。
	北出丸	二重櫓台	天端面が沈下している。	櫓台石垣の経過観察と沈下の進行を防ぐ保護措置の検討が必要である。
		虎口（南西）	櫓の基礎部分に該当する石垣の上部が滅失している。	石垣の経過観察と滅失部分からの劣化の進行を防ぐ保護措置の検討が必要である。
		石敷	石材の隙間から生える植物による遺構への影響が懸念される。	遺構への影響を軽減させるため植物の処理が必要である。
		石垣	北端部の二重櫓台下で地盤沈下により築石にずれが生じている。	櫓台石垣の経過観察と崩壊を防ぐ保護措置の検討が必要である。
	捨曲輪	地下遺構（整地層）	杉木の倒木が増加しており、遺構への影響が懸念される。	倒木による遺構破壊を防ぐための植生管理が必要である。
			捨曲輪Ⅰにおいては管理車両の乗り入れがあるが、遺構への影響は把握できていない。	車両の乗り入れによる遺構への影響の確認と遺構保存のための措置の検討が必要である。
	三の丸	地下遺構（御殿跡）	旧佐伯文化会館基礎や銅像や石碑が影響を及ぼしている可能性がある。	遺構を保護するために、遺構の残存状況を確認したうえで、基礎の撤去と遺構の埋め戻しや、銅像と石碑の必要性、設置箇所を検討する必要がある。
		地下遺構（庭園跡）	景石や池等が残存するが、庭園跡としての顕在化が不足している。	遺構の保護措置及び顕在化が必要である。

構成要素		遺構	現状	課題
曲輪	三の丸	土堀跡	一部のみが残存していると考えられ、残存部についても樹木の生長や雨水の流入による遺構への影響が懸念される。	遺構保存のための措置の検討とともに雨水排水の改善が必要である。
		石垣	櫓門南側は孕みや石材の割れ、抜けが多く、崩落が懸念される。	経過観察と石垣の崩落を防ぐ保護措置の検討が必要である。
			櫓門北側の天端付近に生育するクスノキの周辺は積み替えの痕跡があり、今後も根による遺構への影響が懸念される。	樹根による石垣への影響の確認と遺構への影響拡大を防ぐ保護措置の検討が必要である。
	三の丸櫓門	—	昭和50年(1975)に屋根の部材交換を伴う修理を実施し、それ以降は小規模な部品交換等の修繕を実施しており、雨漏り等は起きていない。	喫緊に対応すべき破損や劣化は見られないが、継続して破損劣化等が生じないように、適切な維持管理が必要である。
の石垣	曲輪以外	石垣	周囲に草が生い茂り、目視が困難である。	定期的な状態確認のための植生管理が必要である。
			石垣内部から樹木が生えており、生長や倒木による崩落や破損が懸念される。	石垣の崩落や破損を防止するための植生管理が必要である。
城道	大手道	城道	小規模な斜面崩壊や洗掘、倒木、シカやイノシシによる掘り返しが生じており、遺構への影響が懸念される。	遺構への影響の確認と被害を受けている箇所への保護措置の検討及び適切な植生管理、獣害対策が必要である。
			城道と登山道が重複している箇所では、踏圧による表土の流出や遺構への影響が懸念される。	踏圧による遺構への影響を防ぐ保護措置の検討が必要である。
			近代以降の整備により遺構を破壊している可能性がある。	遺構の残存状況及び影響の確認と保護措置の検討が必要である。
		石垣	石垣内部から樹木が生えており、生長や倒木による崩落や破損が懸念される。	石垣の崩落や破損を防止するための植生管理が必要である。
		石畳	一部で石材の抜けが認められる。	石材の抜けが認められる箇所への保護措置の検討が必要である。

構成要素		遺構	現状	課題
城道	城道1	城道	小規模な斜面崩壊や洗掘、倒木、シカやイノシシによる掘り返しが生じており、遺構への影響が懸念される。	遺構への影響確認と被害を受けている箇所への保護措置の検討及び適切な植生管理、獣害対策が必要である。
			城道と登山道が重複している箇所では、踏圧による表土の流出や遺構への影響が懸念される。	踏圧による遺構への影響を防ぐ保護措置の検討が必要である。
			8合目までは管理車両の乗り入れがある。	車両の走行による遺構への影響を防ぐ保護措置の検討が必要である。
	城道2	城道	小規模な斜面崩壊や洗掘、倒木、シカやイノシシによる掘り返しが生じており、遺構への影響が懸念される。	遺構への影響確認と被害を受けている箇所への保護措置の検討及び適切な植生管理、獣害対策が必要である。
			城道と登山道が重複している箇所では、踏圧による表土の流出や遺構への影響が懸念される。	踏圧による遺構への影響を防ぐ遺構保存のための措置の検討が必要である。
			雄池への分岐部分で土砂が流出し、道肩が流失している。	路肩の流失箇所への保護措置の検討が必要である。
	城道3	城道	小規模な斜面崩壊や洗掘、倒木、シカやイノシシによる掘り返しが生じており、遺構への影響が懸念される。	遺構への影響確認と被害を受けている箇所への保護措置の検討及び適切な植生管理、獣害対策が必要である。
			石垣	石垣内部の土が流失しており、築石の抜けが懸念される。
	雄池	石垣	左面の石垣は崩落しており、本来の形状を保っていない可能性がある。	石垣の崩落箇所への保護措置の検討が必要である。
雌池	石垣	平成28年(2016)に崩落した石垣上部の復旧が未着手である。	背後の岩盤とともに石垣上部の保護措置の検討が必要である。	

表6-2 [B-1] 史跡の保存・活用に有効な諸要素の現状と課題

構成要素	現状	課題
安全対策設備	築石の抜け・突出が発生した石垣に対して応急措置として立入禁止ロープ・ポールを設置したが、現状の処置のみでは崩落が懸念される。	築石の抜け・突出箇所について、石垣の崩落を防ぐ保護措置の検討が必要である。
斜面保護・治山施設	斜面から突き出た岩盤と周囲の石垣をワイヤーネットで覆っているが、将来的にはネットの劣化による崩落が懸念される。	岩盤や石垣の崩落を防ぐ保護措置の検討が必要である。
	土砂の堆積による布団かごの機能低下が懸念される。	土砂流出防止機能を復旧する必要がある。
	経年劣化による擁壁の崩壊が懸念される。	法面保護の機能を持続させる必要がある。
排水・配水施設	水路の崩壊や水路の落差による法面の脆弱化が確認されている。	浸食や洗掘を防ぐために適切な排水計画が必要である。

表6-3 [B-2] その他の価値に関する諸要素の現状と課題

構成要素	現状	課題
城山の植生	植生調査を行っておらず、詳細な植生分布が不明である。	適切な植生管理を行うための植生分布を把握する必要がある。
	大木の倒壊が増加し、斜面崩壊の進行が懸念される。	斜面崩壊を防ぐための適切な植生管理計画が必要である。
	史跡としての良好な景観を構成している一方で山頂及び山麓からの眺望を阻害している箇所がある。	史跡としての良好な景観の保全及び眺望の改善が必要である。
	植栽林等の管理を行う作業道がないため、適切な管理が行えていない。	遺構及び城山の生物相や自然植生に影響を与えない範囲で管理用道路の必要性を検討する必要がある。
城山の動物	周辺の植生環境を含めてオオイタサンショウウオの標準産地として指定されている。	標準産地としての適切な環境と史跡保全の調和を図る必要がある。
	ムササビ等の希少な動物が生息している。	城山の生態系把握に努め、史跡保全との調和を図る必要がある。
	シカやイノシシによる城道の掘り返しが確認されており、遺構や来訪者に危険を及ぼす可能性がある。	史跡の保全及び来訪者の安全確保のための獣害の実態調査と対策が必要である。

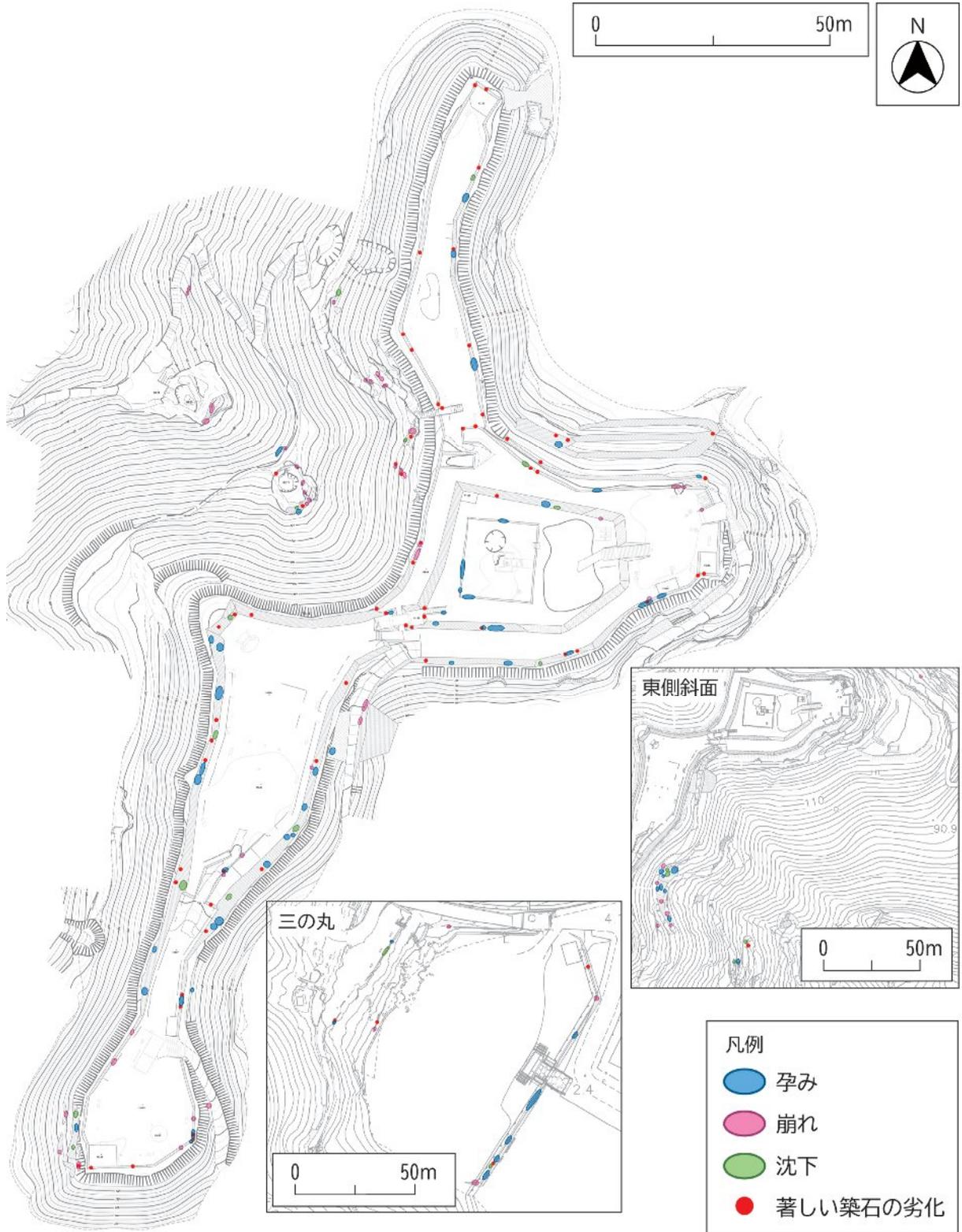


図6-1 石垣の顕著な劣化箇所

1-2 災害による被害

史跡佐伯城跡は築城時から災害による被害を幾度も受けており、今後も異常気象や大規模地震による被害が懸念される。災害の発生に備えた保存管理を図るため、史跡佐伯城跡の被災・復旧、安定化工事等の履歴及び予想される被害について整理する。

○被災・復旧、安定化工事等履歴

表6-4 史跡佐伯城跡の被災・復旧、安定化工事等履歴

No.	発生年月	被害要因	被害内容	被害への主な対応
1	元和3年(1617)6月	火災(失火による)	建造物(二の丸)の焼失	不明
2	宝永4年(1707)4月	不明	建造物(本丸・本丸外曲輪・二の丸・西出丸・北出丸)の損壊	天守を除く建造物、石垣の修理 ※宝永6年(1709)～享保13年(1728)
3	宝永4年(1707)10月	地震・津波(推定M8.4)	石垣(西出丸・大手道)の損壊、冠木門までの浸水	
4	不明	不明	石垣(三の丸)の孕み	石垣の修理 ※正徳3年(1713)
5	不明	不明	本丸・二の丸での被害	石垣の修理
6	享保17年(1732)	不明	斜面(本丸外曲輪東虎口下)の崩落	不明
7	享保19年(1734)7月	風雨洪水	石垣(本丸外曲輪)、斜面(本丸外曲輪北)の崩落	石垣の修理 ※享保20年(1735)
8		不明	石垣(三の丸)の崩落	石垣の修理 ※延享3年(1746)～延享4年(1747)
9	延享元年(1744)8月	暴風雨	二重櫓(本丸ほか全曲輪)、塀(本丸外曲輪、屋形・平櫓(二の丸)、御殿(三の丸)の損壊、石垣(本丸外曲輪)の崩落、倒木	建造物、石垣の修理 ※延享3年(1746)～延享4年(1747)
10	明和6年(1769)7月	地震(M7.5)	石垣(本丸)の崩壊、石垣(本丸外曲輪・西出丸)の孕み	石垣の修理 ※明和7年(1770)～安永2年(1773)か
11	文化元年(1804)6月	落雷	建造物(本丸か・二の丸)の損壊	不明
12	文化元年(1804)8月	暴風雨	建造物屋根(本丸)、櫓屋根(本丸外曲輪)、足輕番所・東虎口足輕番所屋根(西出丸)、建造物壁(北出丸)、御殿屋根・黒門・腰巻石垣・御殿庭園柴垣・金蔵(三の丸)の損壊、モミノキ(三の丸)の倒木	不明
13	安政元年(1854)11月	地震・津波	石垣・建造物の損壊(本丸外曲輪を除く)、岩盤の崩壊	西出丸の曲輪形状の変更、石垣の修理
14	大正元年(1912)10月	大雨	城山谷筋からの出水・土砂崩落による屋敷損壊・倒壊、畑・池の埋没(山際通り)	不明
15	大正2年(1913)	大雨	登山道(登城の道)の崩壊	登山道の補修 ※大正4年(1915)9月15日～18日
16	不明	不明	登山道のき損	登山道の補修 ※大正13年(1924)5月16日～8月1日
17	大正14年(1925)3月	火災(発破作業による)	雑木林約65㎡(若宮八幡宮付近)の火災	不明
18	大正14年(1925)8・9月	大雨暴風	登山道・土橋(独歩碑の道)の崩壊	登山道、橋の補修 ※大正14年(1925)12月
19	大正15年(1926)10月	火災(火遊びによる)	下草400～500㎡(尾上茶屋跡付近)の火災	不明
20	不明	不明	登山道(独歩碑の道)の崩壊、陥没、土壌流出	登山道の補修 ※昭和4年(1929)2月
21	昭和9年(1934)7月	腐朽	登山道登り口板橋(独歩碑の道)の腐朽	橋の補修 ※昭和9年(1934)か
22	不明	不明	登山道のき損	登山道の補修 ※昭和12年(1937)
23	不明	不明	登山道登り口のき損	擁壁工(31.7m)、外柵工(32m) ※平成7年(1995)6月～8月
24	不明	不明	登山道のき損	路面工、石積工(7.2㎡) ※平成7年(1995)12月～平成8年(1996)2月
25	—	—	—	治山ダムの建設 ※平成7年(1995)
26	平成9年(1997)9月	台風19号	法面(独歩碑の道7合目付近山頂側)の崩落	法面整形(26m)、厚層基材吹付工(218㎡) ※平成10年(1998)1月～2月
27	不明	不明	法面のき損	土のう積工 ※平成13年(2001)7月～8月
28	平成13年(2001)	集中豪雨	法面(本丸外曲輪南斜面)の崩落	石積工(20㎡) ※平成13年(2001)11月
29	平成13年(2001)	不明	法面のき損か	建築用コンクリートブロック積み(32.4㎡) ※平成13年(2001)12月～平成14年(2002)1月

No.	発生年月	被害要因	被害内容	被害への主な対応
30	—	—	—	治山ダムの建設 ※平成15年(2003)
31	不明	不明	法面のき損か	土工、法面保護工(166㎡)、仮設防護柵工(15m) ※平成16年(2004)2月～3月
32	不明	不明	法面(佐伯市歴史資料館南西の山裾急傾斜)の崩壊	法面保護工、コンクリート吹付工(98㎡) ※平成17年(2005)10月～11月
33	平成19年(2007)	不明	岩盤(北出丸二重橋東斜面)の崩落	覆式ネット工 ※平成19年(2007)10月～1月
34	不明	不明	山裾急傾斜(城山北配水池出入口)からの土砂流出	土砂流出防止のための擁壁設置 ※平成20年(2008)2月～3月
35	不明	強風	倒木(独歩碑の道)	倒木の処理、登山道の舗装 ※平成25年(2013)2月～平成26年(2014)1月
36	平成25年(2013)	不明	登山道(独歩碑の道6合目付近)の土砂流出	土のう積工 ※平成25年(2013)7月
37	平成28年(2016)	不明	山裾急傾斜(佐伯市歴史資料館南西)の斜面崩落	擁壁設置 ※平成28年(2016)5月～7月
38	—	—(予防措置)	—	山裾急斜面(西谷公民館北東)への簡易法枠工、モルタル吹付工 ※平成28年(2016)9月～12月
39	—	—(予防措置)	—	登山道(独歩碑の道6合目付近)でのネット張り工(80㎡)、布団かご設置 ※平成29年(2017)1月～2月
40	平成28年(2016)9月	台風16号	斜面崩壊による石垣(雌池)の流失、山裾住宅地への土砂流出	治山ダムの建設、工事用道路の敷設 ※平成29年(2017)6月～10月 補強土壁(40㎡)、鉄筋挿入工(28本)、ジオファイバー工(40㎡) ※平成30年(2018)9月～平成31年(2019)9月
41			土砂による登山道(若宮の道)の埋没	法面・雌池復旧工事の作業道とするための整形、盛土、植生マット工(78㎡)、擬木階段設置(50段)、張りコンクリート工(38㎡) ※令和2年(2020)4月～9月
42	平成29年(2017)	不明	法面(旧秋山家背面の山裾急傾斜)の崩壊	簡易吹付工(100㎡) ※平成29年(2017)11月～平成30年(2018)2月
43	不明	不明	法面(西谷公民館奥の山裾急傾斜)の崩壊	簡易吹付法枠工(236.5㎡)、モルタル吹付工(149.6㎡) ※平成30年(2018)1月～3月

○予想される被害

表6-5 史跡佐伯城跡で予想される被害

災害種別	被害予想
地震・津波	南海トラフ巨大地震(最大震度6強・最大津波高7.4m)、別府湾の地震(最大震度5弱・最大津波高1.6m)、周防灘断層群(最大震度4・最大津波高0.95m)の発生が予測されており、曲輪遺構や三の丸櫓門の損壊、城山斜面・岩盤の崩壊等の被害が予想される。
風水害	台風、梅雨、低気圧(前線)の大雨による登山道の洗掘や倒木、中江川や中川の氾濫による三の丸櫓門の浸水等の被害が予想される。
土砂災害	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域での城山斜面、石垣の崩壊が予想される。
林野火災	城山で発生した記録は無いが令和7年(2025)に彦岳で発生しており、近年の地球温暖化や人為的な要因による火災の発生が予想される。

※最大津波高は葛港での予測値を記載

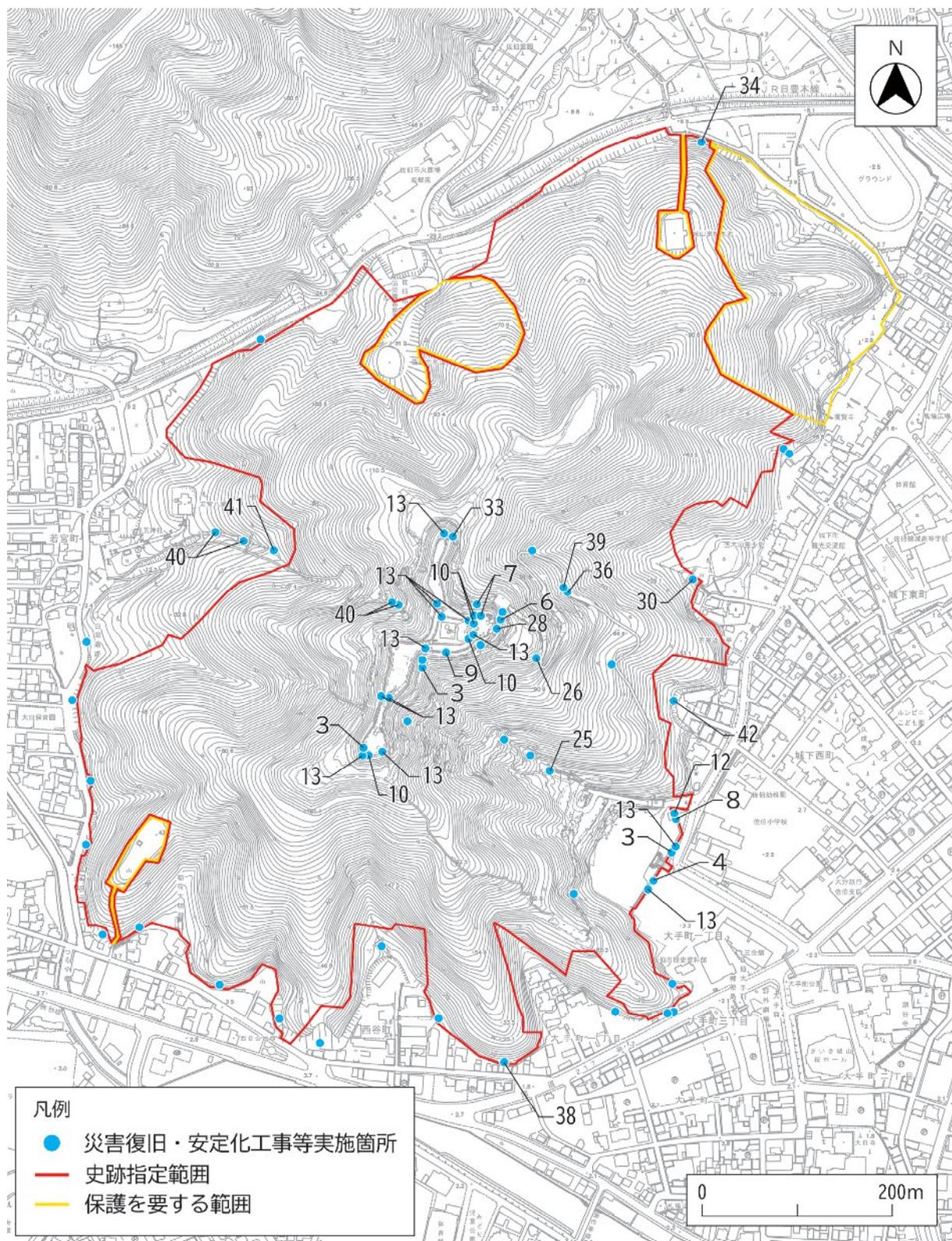


図6-2 災害復旧・安定化工事等実施箇所
 (番号は表6-4と対応 ※番号のないものは工事等の時期が不明なもの)

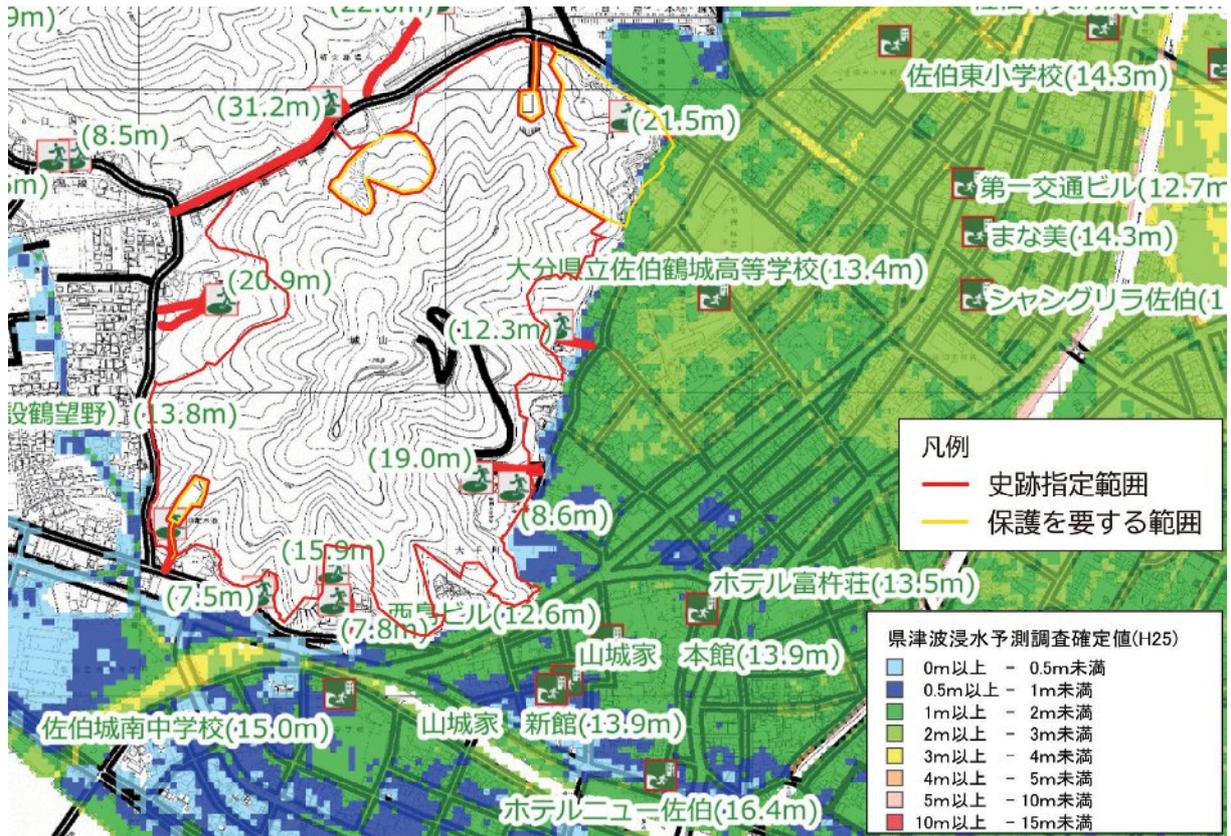


図6-3 南海トラフ巨大地震による大分県津波浸水予測図(佐伯市中心部「佐伯中心部」を編集)

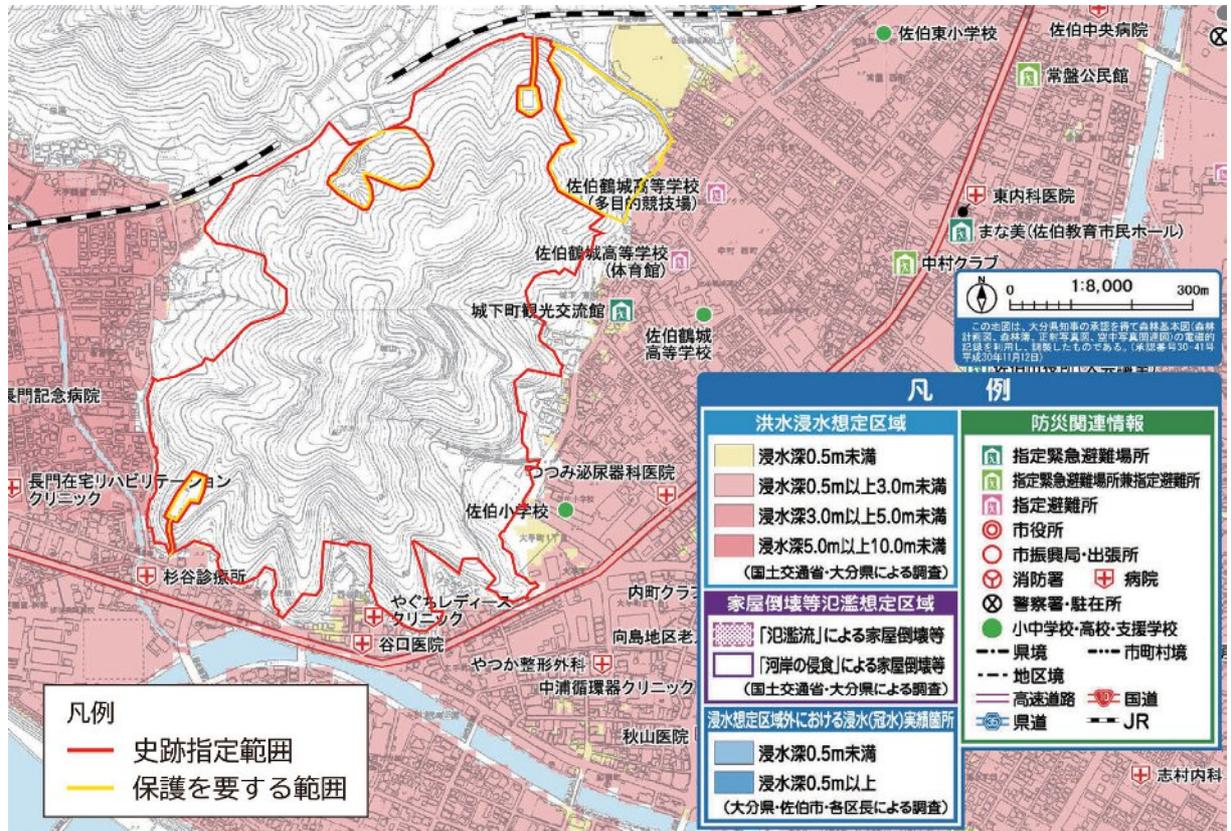


図6-4 洪水ハザードマップ(佐伯市中心部「佐伯」を編集)

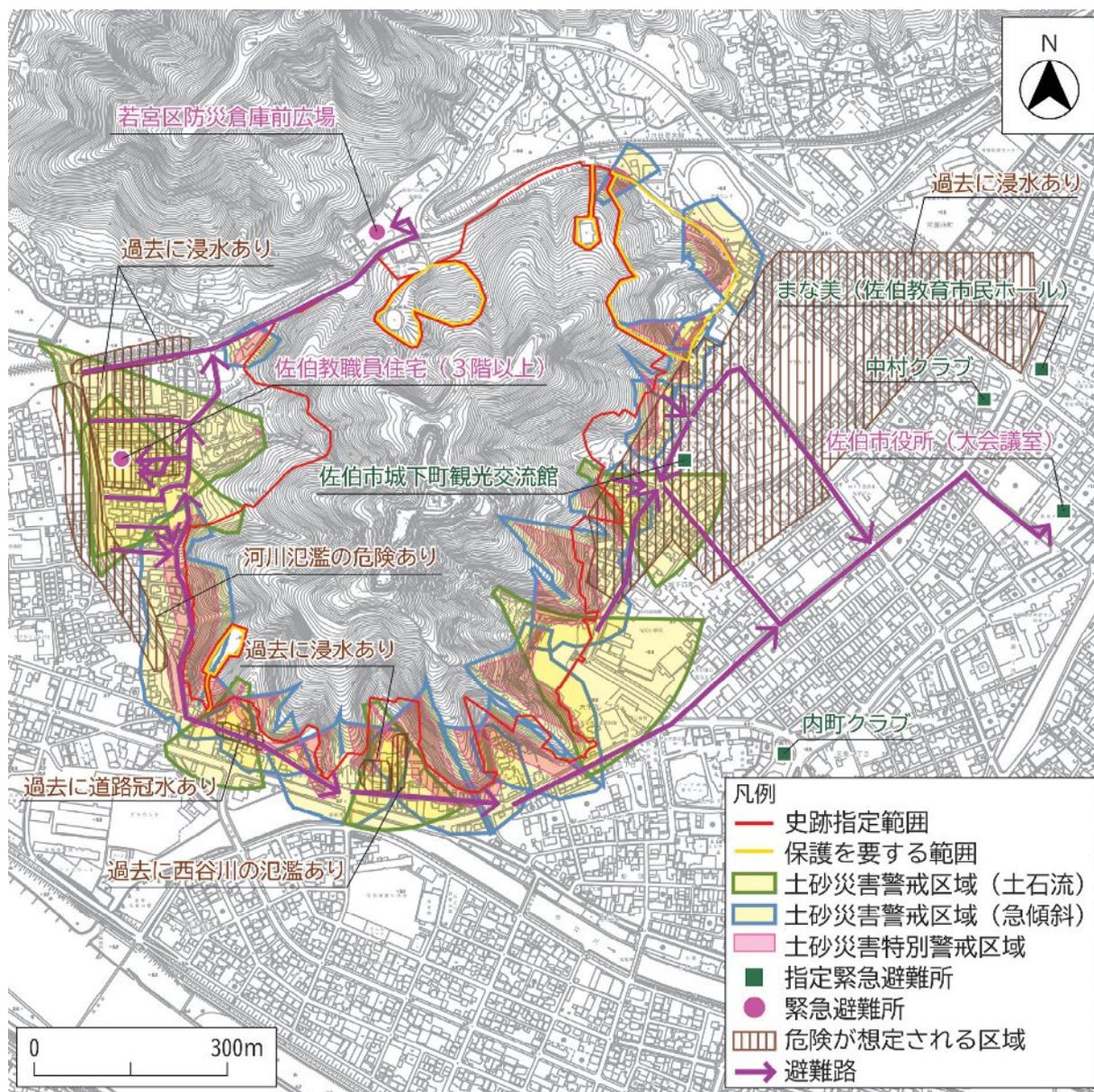


図6-5 土砂災害ハザードマップ（佐伯市ホームページ「佐伯地域山手・西谷、鶴岡地域若宮」を統合し作成）

これらの被災履歴及び予想される被害を踏まえ、防災に関する現状と課題を以下に整理する。また、逃げ場が少ない登山道付近の被害が懸念される箇所についても整理する。これらの課題に対する具体的な方法は、城山の防災計画を別途作成して検討していく必要がある。

表6-6 防災に関する現状と課題

現状	課題	関連災害
三の丸櫓門の耐震対策が未実施である。	耐震性能の確認と必要に応じて耐震化を検討する必要がある。	地震
孕みや石材の抜け等の劣化が確認されている石垣について金属ネット等を設置している箇所もあるが、災害時には現状の処置のみでは崩落が懸念される。	崩落を防止するために保護措置の強化と崩落した場合の対応を検討するとともに安全な見学路の明示や注意喚起が必要である。	地震 土砂災害
津波時の緊急避難地として指定されており、合計2,400名が収容可能である。	緊急避難地としての機能を維持する必要がある。	津波
谷筋が雨水による洗掘箇所があり、洗掘の拡大により城道遺構や来訪者に被害を及ぼす可能性がある。	洗掘箇所の復旧や排水方向を検討する排水計画が必要である。	風水害
治山ダムにより溪岸浸食の抑制、山脚の固定が成されているが、下流域の水路の不足が懸念される。	サウンディング試験等の地盤調査や下流域の流量等を検討する排水計画が必要である。	風水害
城山全体に樹木が生育しており、大木化している樹木等に関しては台風による倒木等が発生している。	適切な植生を維持するための日常的な管理や被災予防対策等を検討する植生管理計画とともに安全な見学路の明示や注意喚起が必要である。	風水害 土砂災害
独歩碑の道、翠明の道において、谷部斜面の一部崩落により令和元年（2019）に土砂流出防止のための布団かごを設置しているが、土砂の堆積による機能低下が懸念される。	土砂流出防止機能の復旧と土砂崩れが起きた場合の対応を検討するとともに安全な見学路の明示や注意喚起が必要である。	土砂災害
崩壊が懸念される斜面・岩盤や岩盤が露出する急斜面がある。	山体保全のために斜面・岩盤の保護対策が必要である。	土砂災害
法面崩壊防止のためにコンクリート擁壁を設置しているが経年劣化による崩壊が懸念される。	法面保護の機能持続と法面が崩壊した場合の検討が必要である。	土砂災害
三の丸櫓門に防火対策として消火器が2本設置されている。	消火機能の維持、必要に応じて強化が必要である。	林野火災

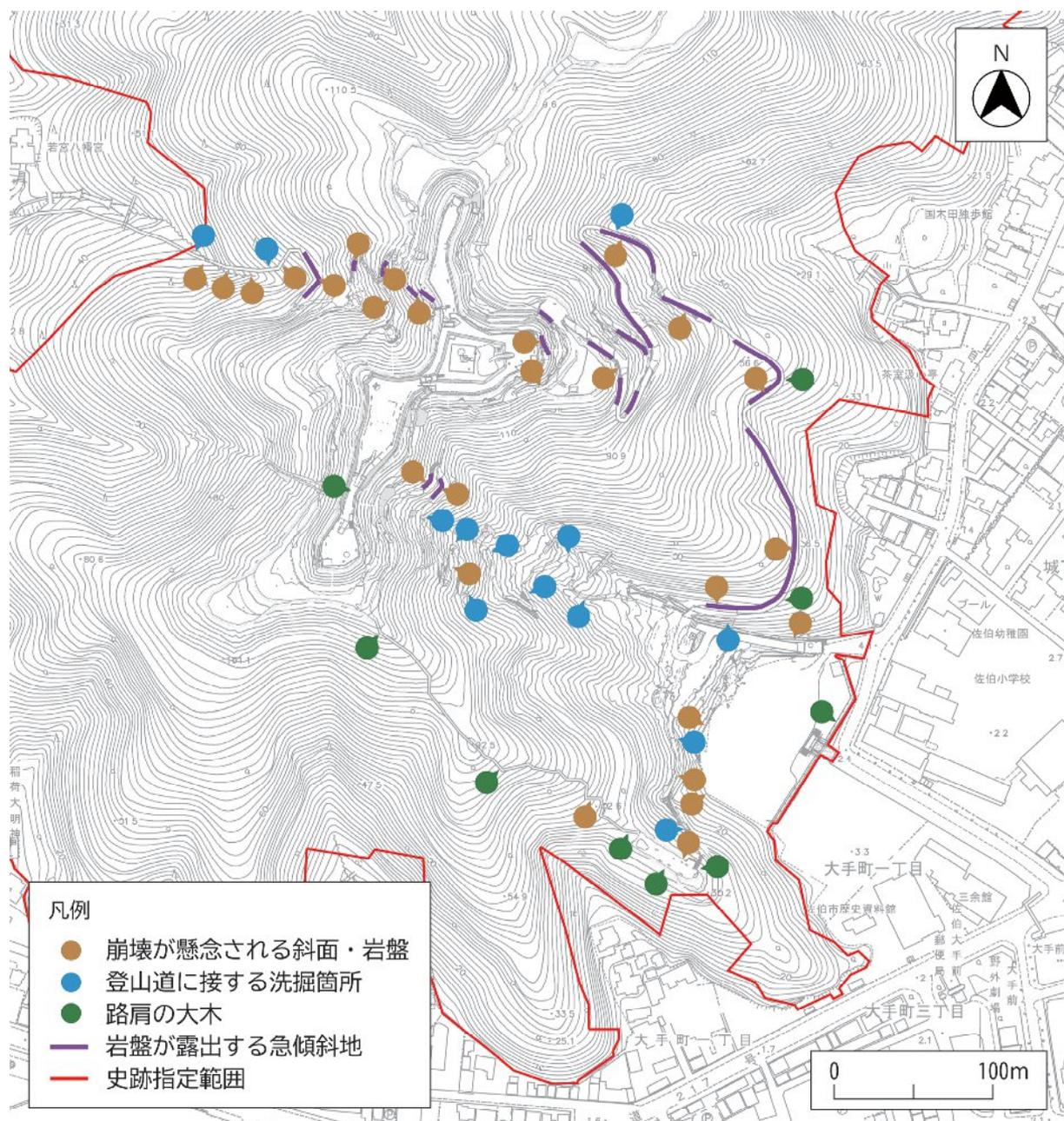


図6-6 登山道付近の被害が懸念される箇所

第2節 方向性

第4章で整理した史跡佐伯城跡の本質的価値を確実に保存する。史跡の本質的価値を構成する諸要素にき損衰亡箇所がある場合は、その原因の除去や良好な状態への復旧等の保護措置を講じる。また、史跡指定範囲外については、本質的価値の保存に伴う調査により重要な遺構が確認された場合、追加指定を行うとともに、条件が整い次第、公有化を図る。災害等による危険が想定される箇所については、補強・改修による被害の予防、注意喚起、被災時の応急的な対応を行う。

さらに、本質的価値の保存とともにオオイタサンショウウオの標準産地や植生等、城山全体の自然環境についても包括的な保全を図る。

第3節 方法

史跡指定範囲内の構成要素について保存管理の方法を定める。

3-1 各構成要素の保存管理

表6-7 保存管理の方法

構成要素	保存管理の方法
<p>[A] 史跡の本質的 価値を構成する 諸要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状保存を原則とする。 ・石垣はモニタリング等と石垣調査票の更新を行い、破損や劣化等の恐れのある箇所と要因を把握し、要因の排除と計画的な補強、修理を実施する。樹根は適切な処置及び管理を行う。 ・沈下が進む櫓台については、沈下防止対策を実施する。 ・雨水の流入により浸食を受けている遺構は、表流水調査のうえ浸食箇所の修理及び浸食の防止対策を実施する。 ・三の丸の御殿跡、庭園跡において調査を実施し価値を明らかにしたうえで、遺構の保存整備を実施する。 ・近代以降の改変が加わっている場合は、発掘調査により遺構の状況を確認したうえで保存整備を実施する。 ・樹木や草本類の繁茂により石垣等の遺構が隠れている箇所は、適切な植生管理を実施し顕在化を図る。
<p>三の丸櫓門</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状保存を原則とする。 ・破損、劣化箇所の確認のため定期的な点検等を行い、適切な保存状態を維持する。破損、劣化箇所が認められた場合は適切に保存修理を実施する。 ・保存修理及び防災・防犯・耐震対策等の措置を講じる場合には、文化庁、大分県教育委員会や学識経験者の指導・助言を受けながら実施する。
<p>曲輪以外の石垣</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング等と石垣調査票の更新を行い、破損や劣化等の恐れのある箇所と要因を把握に努め、適切な対応を図る。

構成要素		保存管理の方法
[A] 史跡の本質的 価値を構成する 諸要素	城道	<ul style="list-style-type: none"> ・近世の城道としての遺構の顕在化を図る。 ・石垣はモニタリング等と石垣調査票の更新を行い、破損や劣化等の恐れのある箇所と要因を把握し、要因の排除と計画的な補強、修理を実施する。 ・石畳は石材の欠損及び抜け箇所の修理を実施する。 ・崩落斜面の復旧を行い、崩落防止対策を実施する。
	[B-1] 史跡の 保存・ 活用に 有効な 諸要素	消火設備、測量基準点・測量杭、獣害防止柵、注意喚起サイン、安全対策設備、石碑（城山還元之碑）、公衆トイレ、ベンチ、テーブル、水飲み場、橋、階段、街灯、杖入れ
斜面保護・治山施設、排水・配水施設、マンホール		<ul style="list-style-type: none"> ・関係者と協議のうえで、定期的な点検と維持管理を行う。
登城路		<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検と維持管理を行い、必要に応じて新設、改修する。
解説サイン、名称サイン、眺望サイン、案内サイン		<ul style="list-style-type: none"> ・要不要を整理し、不要なものは除却を行う。また、調査の進展等にあわせて更新、または必要に応じて新設する。
[B] その他の 諸要素	[B-2] その他の 価値に 関係する 諸要素	<ul style="list-style-type: none"> ・城山の植生
	城山の植生	<ul style="list-style-type: none"> ・植生調査及び継続的なモニタリングを行い、遺構に悪影響を及ぼしている樹木は伐採、剪定を行う。 ・視点場を設定し、史跡としての景観や眺望の改善を図る。 ・城山の植生管理計画を作成し、土壌流出防止等のため広葉樹の根系等に関して適切な状態で管理する。また、遺構及び自然環境に影響を与えないことを前提に管理用道路の設置を検討する。
	城山の動物	<ul style="list-style-type: none"> ・オオイタサンショウウオの標準産地としての自然環境を保全する。 ・生態系の把握に努め、史跡への影響及び見学者の安全に対する獣害の実態調査を実施する。

構成要素		保存管理の方法
[B] その他の諸要素	[B-2] その他の価値に 関係する 諸要素	<p>その他サイン（城山保全林、多様な生き物、生き物図鑑、おおいた百年の森、鳥獣保護区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者と協議のうえで要不要を整理し、必要に応じて改修、除却する。
	[B-3] 調整が 必要な 諸要素	<p>その他サイン（釣りバカ日誌19口ケ地、緑の募金事業、文化会館駐車場）、石碑（独歩碑、独歩文学碑、国木田独歩の詩碑、佐伯文化会館プレート、矢野龍溪顕彰碑、中根貞彦歌碑、種田山頭火歌碑、文禄ノ役藩祖高政公朝鮮ヨリ御持還リノ記念樹）、鳥獣供養塔、銅像、電話ボックス、藤棚、国旗掲揚台、旧佐伯文化会館基礎、カーブミラー、車止め、電柱、五輪塔、近代建造物跡、観光用望遠鏡基礎、近現代不明構造物、ゴミ置き場、毛利神社跡、西谷稻荷大明神</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者及び設置者との調整のうえ市民からの意見を聴収し、将来的な移設、除却を検討する。 ・不要構造物は撤去もしくは、盛土等により史跡景観を確保する。

3-2 追加指定（公有化）及び指定の格上げ

史跡指定範囲内の私有地については、条件が整い次第公有化を図るなどの保護措置を講じる。さらに、史跡指定範囲外である保護を要する範囲についても、公有化等の条件が整い次第追加指定を行う。なお、公有化を目指す際には土地所有者の意向を尊重しつつ条件を整えていく。

また、大分県指定有形文化財である佐伯城三ノ丸櫓門については、調査により価値が認められた場合には重要文化財への指定格上げを目指す。

第4節 現状変更等の取扱い基準

史跡指定範囲内においてその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）をしようとする場合、文化財保護法第125条の規定により、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更等のうち軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条第4項に基づき、佐伯市教育委員会が許可及びその取消し並びに停止命令を行う。維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は許可が不要である。なお、計画段階で佐伯市教育委員会と調整や協議をしたうえで、現状変更等を検討する必要がある。現状変更等の取扱いにおいて、遺構の保存に影響を及ぼす行為、史跡の景観を阻害する行為は原則として認めない。

現状変更等の許可申請区分と取扱い基準は次のとおりである。

○現状変更等の許可申請区分

表6-8 現状変更等の許可申請区分

許可申請区分		行為の内容	
文化庁長官	文化財保護法 第125条	現状を変更、または保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・下欄以外の行為
佐伯市教育委員会	文化財保護法 施行令 第5条第4項	現状を変更、または保存に影響を及ぼす行為 (佐伯市教育委員会に権限委譲されている行為)	<ul style="list-style-type: none"> ・2年以内の期間を限って設置される2階以下かつ建築面積が120㎡以下の小規模建造物の新築、増築または改築 ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない工作物の設置もしくは設置の日から50年を経過していない工作物の改修 ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない道路の舗装もしくは修繕 ・史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設の設置または改修 ・電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置または改修 ・建築または設置の日から50年を経過していない建築物等の除却 ・木竹の伐採 ・史跡の保存のため必要な試験材料の採取
許可申請不要	文化財保護法 第125条 ただし書	維持の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡のき損または衰亡時に史跡の本質的価値に影響を及ぼすことなく行う現状復旧 ・史跡のき損または衰亡の拡大を防止する応急措置 ・史跡のき損または衰亡箇所のうち復旧が明らかに不可能である部分の除去
		非常災害のために必要な応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、台風等の災害による石垣の崩落、土砂の流出、建造物の損壊等の拡大を防止する応急措置 ・火災時の消火活動 ・被災後の崩壊建造物、崩壊工作物、倒木、土砂、崩落や落下の危険がある石垣石材の除去 ・来訪者の安全のための案内や注意喚起サインの設置
		保存に及ぼす行為のうち影響が軽微なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・植生の日常的な管理行為（伐根や樹木の伐採を除く） ・管理・緊急車両の乗り入れ ・イベント等の開催に伴う仮設物の設置

○現状変更等の取扱い基準

表6-9 現状変更等の取扱い基準

行為の内容	取扱い基準
建築物の新築、増築、改修、移転・除去 (※三の丸櫓門を除く)	<p>原則として認めない。ただし、以下の場合に限り認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構や景観に影響を与えない範囲での、史跡の保存・活用のために必要な建築物の新築、増築、改修、もしくは史跡の保存・活用に不必要な建築物の移転・除去。 ・史跡の本質的価値の保全への影響が最小限となる範囲での、防災上必要となる倉庫等の新築、増築、改修、移転・除去。
工作物の設置、改修、移転・除去	<p>原則として認めない。ただし、以下の場合に限り認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構及び三の丸櫓門や景観に影響を与えない範囲での、史跡の保存・活用のために必要な工作物の設置、改修、もしくは史跡の保存・活用に不必要な工作物の移転・除去。 ・史跡の本質的価値の保全への影響が最小限となる範囲での、城山の植生、動物の保護や治山に必要な工作物の設置、改修。 ・遺構及び三の丸櫓門や景観に影響を与えない範囲での、史跡を活用したイベント等の開催に伴う掘削が不要な仮設物の設置。
土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更	<p>原則として認めない。ただし、以下の場合に限り認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構保存や後世に地形改変された地形の復旧のための盛土等の形状変更。 ・必要最小限に限り治山のために必要な掘削、切土等の形状変更。
道路等の新設、拡幅、補修・改修	<p>原則として認めない。ただし、以下の場合に限り認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構や景観に影響を与えない範囲での、通行時の安全、緊急車両の乗り入れのために必要な道路等の拡幅、補修・改修。
樹木等の植栽、伐採・伐根	<p>原則として認めない。ただし、以下の場合に限り認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構や景観に加え城山の生態系に影響を与えない範囲での、遺構の保存や眺望の確保に有効な樹木等の伐採・伐根・剪定や除草、緑陰の確保等に有効な樹木等の植栽。 ・史跡の本質的価値の保存と城山の生態系への影響が最小限となる範囲での、山体保護に伴う植栽、伐採・伐根。
地下埋設物の設置、改修	<p>原則として認めない。ただし、以下の場合に限り認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下遺構に影響を与えない範囲での、史跡の保存・活用のために必要な地下埋設物の設置、改修。
発掘調査	<p>史跡整備に伴う発掘調査、遺構の保存及び状況把握や文献・絵図との整合の確認に関わる発掘調査を、適切な目的と必要最小限の範囲で行う場合に限り認める。</p>
遺構表示等	<p>学術的調査の成果に基づく遺構表示等の整備を、その方法等を十分に検討し、遺構に影響を与えない範囲で行う場合に限り認める。</p>

○三の丸櫓門の取扱い基準

三の丸櫓門は大分県の有形文化財に指定されているため、原則として三の丸櫓門の保存に影響を及ぼす行為は認めない。三の丸櫓門の保存等に係る現状変更等を行う場合は、国指定史跡の手続きとは別に、大分県文化財保護条例に基づく手続きを行う。

三の丸櫓門の現状変更等を行う場合は、同条例第18条により大分県教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更のうち維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合や、保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である場合は許可が不要である。なお、維持の措置の範囲は、大分県文化財保護条例施行規則第14条に表6-10のとおり定められている。また、計画段階で佐伯市教育委員会を通じて大分県教育委員会と調整や協議を行ったうえで、現状変更等を検討する必要がある。

表6-10 維持の措置の範囲

行為の内容
①き損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、指定当時の原状（指定後においては現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の原状）に復するとき。
②き損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急措置をするとき。

さらに、三の丸櫓門にき損が確認されたとき、または修理を行う場合は、き損届（条例第10条）、または修理届（条例第19条）を大分県教育委員会に届け出る必要がある。